

港区立南麻布地域包括支援センター管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会（以下「乙」という。）は、令和４年４月１日付けで締結した「港区立南麻布地域包括支援センター管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第５０条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和７年４月１日から適用する。

１ 原協定第３１条について、次のように改める。

第３１条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を払わなければならない。

２ 指定管理料の額は、年度ごとに予算の範囲内とし、支払の方法とあわせ、別途年度協定で定める。

３ 指定管理料は、職員人件費、光熱水費、修繕費、事業運営費、施設管理経費及びその他経費の区分により構成するものとする。

４ 乙は、次に掲げる指定管理料の余剰金等について、甲に返還するものとする。

（１）職員人件費、光熱水費及び修繕費の余剰金

（２）事業計画で掲げた事業の全部又は一部を履行しなかったことによる執行残額

本変更協定の締結に証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年３月３日

甲 港区芝公園一丁目５番２５号
港 区 長 清 家 愛 印

乙 港区三田一丁目４番１７号
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部東京都済生会
支 部 長 杉 村 栄 一 印